

議会全員協議会会議次第

令和元年 11 月 11 日 午前 9 時 30 分～
松 川 町 役 場 協 議 会 室
全員協議会に関する規定、当会議の公開 有無

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 旧松川青年の家の後利用について

[産業観光課・生涯学習課・まちづくり政策課] 資料別紙

(2) 会計年度任用職員制度の導入について

[総務課] 資料No.1

(3) 第5次総合計画[改訂版]の進捗状況について

[まちづくり政策課] 資料No.2

(4) フォレストアドベンチャー・松川の利用料金の改定について

[産業観光課] 資料No.3

(5) 松川町工場立地法の緑地面積等に関する準則を定める条例の制定 について

[産業観光課] 資料No.4

4. 報告事項

(1) 台風 19 号に関する町の対応について

[総務課・産業観光課・保健福祉課・生涯学習課] 資料No.5

(2) 令和元年度くだものの里まつかわ応援寄附金の状況について

[まちづくり政策課] 資料No.6

(3) コスタリカ・スタディーツアーについて

[まちづくり政策課] 資料No.7

(4) 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

[産業観光課] 資料No.8

(5) 豚コレラの防疫に関する予算措置について

[産業観光課] 資料No.9

(6) 工事入札結果の報告について

[環境水道課] 資料No.10

(7) 車両事故による損害賠償の額について

[建設課] 資料No.11

5. その他事項

6. 閉 会

会計年度任用職員制度の導入について

1 法改正の趣旨

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の非常勤職員について、特別職の任用の適正を確保するとともに、一般職の会計年度任用職員を導入し、任用等に関する制度の明確化を図るほか、手当等の給付に関する規定を整備する。

区 分	改 正 内 容
特別職非常勤職員 (相談員、館長等)	◎任用の厳格化 服務規律等が課されない特別職の範囲を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に限定
臨時的任用職員	◎任用の厳格化 「常勤職員に欠員を生じた場合」に限定
一般職非常勤職員 (事務、保育士、調理員等)	◎会計年度任用職員制度の導入 一般職の非常勤職員の採用方法や任期を法律上明確化、期末手当等の支給根拠を整備、服務規律等が適用

2 施行日(制度開始日)

令和2年4月1日(12月議会定例会で関係条例を上程予定)

3 制度の概要

(1)概要表

処 遇 等	会計年度任用職員	
	フルタイム勤務	パートタイム勤務
勤 務 日 数 勤 務 時 間	常勤職員と同じ	常勤職員より短い
任 期	1 会計年度内を超えない範囲 (再度任用可)	
給 与 ・ 手 当	給料及び一定の手当を支給	報酬及び一定の手当を支給
超 過 勤 務 手 当	支給	相当額を報酬として支給
通 勤 手 当	支給	
期 末 手 当	支給	
退 職 手 当	支給	(制度上支給できない)
休 暇	国に準ずる	
社 会 保 険 等	1 年目：厚生年金、健康保険、雇用保険	勤務時間により厚生年金、健康保険、雇用保険
	2 年目以降：地方公務員共済組合	

(2)各事項説明

①任用等

ア 募集・採用

年齢や性別にかかわらず均等な機会を与える必要があり、ホームページで公開する等できる限り広く募集し、競争試験または選考により採用。

募集及び任用は、書面により職務内容、任用期間、勤務日数、勤務時間、給与・手当、休日・休暇等の勤務条件を明示。

イ 任期・再度任用

1回の任期は4月1日から翌年3月31日までになり、この期間を超える任期の設定はできない。

同一の職務内容の職を翌年度設置する場合、客観的な能力実証（人事評価）を経ての再度任用は可能。

②給料・報酬

従事する職務に求められる知識、技術及び職務経験等を考慮して、給料・報酬を決定。

フルタイム 給料、期末手当、通勤手当、退職手当、その他（条例による）

パートタイム 報酬、期末手当、通勤手当、その他（条例による）

③服務・懲戒

原則として常勤職員と同じで地方公務員法上の服務に関する各規定が適用。

- ・服務の宣誓（任用毎）
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・守秘義務
- ・職務専念義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の制限
- ・営利企業への従事等の制限（フルタイム職員のみ対象）※パートタイム職員は兼業が可能（兼業に関する報告を求められた場合は対応する必要あり）

④人事評価

フルタイム・パートタイムにかかわらず実施。再度任用を行う場合の客観的な能力実証の要素としての活用ができる。

⑤社会保険等

勤務形態等により、相当する仕組みが適用。

ア 任用が事実上継続していると認められる場合（2年目以降）で、フルタイムで勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者。

→ 地方公務員共済制度、地方公務員災害補償制度

※これらの要件に該当しない場合 → 厚生年金保険、健康保険、雇用保険

イ 勤務時間がフルタイムの3/4以上の者、または3/4未満で下記の全てにあたる者。

- ・1週間の所定労働（勤務）時間が20時間以上であること
- ・賃金（給与・報酬）の月額が8.8万円以上であること
- ・雇用（任用）期間が1年以上見込まれること
- ・学生でないこと

→ 厚生年金保険、健康保険、雇用保険

※これらに該当しない場合 → 国民年金、国民健康保険

4 現時点の運用検討(案)

これまで一般職の非常勤職員は正規職員との職責や業務分担等が明確化されない中で雇用がされ、時間外勤務を行うケースも見受けられてきた。今回これらを明確にするため、制度改正に合わせて、**特殊な業務以外は原則としてパートタイム勤務を基本に任用する。**※清流苑、まつかわの里職員は別途検討

処 遇 等		フルタイム勤務	パートタイム勤務
勤 務 日 数 勤 務 時 間		週 5 日 7 時間45分/日	週 5 日以内 7 時間30分/日以内
任 期		1 会計年度内を超えない範囲 (再度任用可)	
給 料	支 給	現在の給料と同水準 (月額)	現在の給料と同水準 (月額、日額、時間額)
	昇 給	有り	
	上 限	有り	
手 当	超 過 勤 務 手 当	支給	
	通 勤 手 当	支給 (片道 2 km以上)	
	期 末 手 当	支給 2.6 月 (勤務時間、勤務形態等による)	
	退 職 手 当	支給	無し
休 暇		現行と同じ	
社 会 保 険 等		1 年目：厚生年金、健康保険、雇用保険 2 年目以降：地方公務員共済組合	勤務時間により厚生年金、健康保険、雇用保険

5 導入スケジュール

時 期	内 容	対象者
10/28～11/1	概要説明・協議	臨時・パート職員、職員組合
11/11	〃	議会 (全協)
11月中下旬	運用案協議	正規職員
11月中下旬	〃	職員組合
11月下旬	〃 ・継続任用希望調査	臨時・パート職員
12月	運用案協議	議会 (委員会、全協)
12月下旬	関係条例上程	議会最終日
1 月	運用説明	臨時・パート職員・正規職員
1～3 月	公募・選考	
4 月～	任用開始	

第5次総合計画[改訂版]策定の進捗状況について

まちづくり政策課

(1) 第5次総合計画[改訂版]の基本的な考え方（素案）

○時代の変化

人生100年時代

Society5.0 (AI、IoT)

情報化・国際化

○地域課題の続出

人口減少

自治組織の運営困難化

土地・ひとの空洞化

災害対策

テーマ：「持続可能な地域づくり」

- ・どのようにして持続可能な地域をつくっていくか
- ・「人口」だけでなく「人財（内発的自治）」の視点からのアプローチ

▽持続可能な地域づくりの実現に向けた4つの視点

自 治

- ・住民自身がこのまちで生きることの意義を感じることものできるような地域づくり
- ・地域の中で、誰もが役割を持ち、その人らしく生きることのできる「居場所づくり」と「関係性づくり」

学 び（教育）

- ・学びはその人の主体性（自治）を育む原動力
- ・学びを通じて、目標の実現や課題解決の主体となっていく

地域に内在する資源

- ・地域が持っている魅力から将来のまちの姿を創造する
- ・地域資源とその関係性を、そこに住む「人」という資源から捉えなおす

総合的・構造的な地域理解

- ・地域課題は、多様な要素が複雑に影響しあっていて、単独の領域や対策で解決できないことが多い
- ・多様性に富んでいる「住民の暮らし」の中から地域の課題やその解決の糸口を探っていく包括的な地域理解の視点

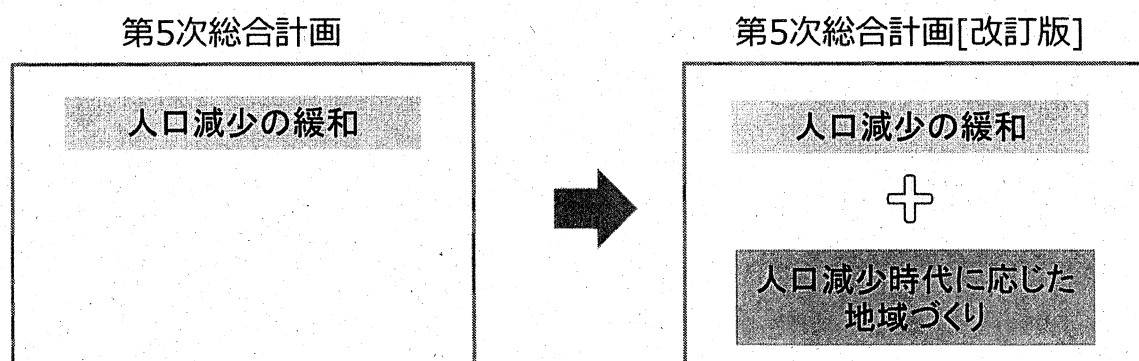
▽人口に対する考え方

○総合政策の視点にたった人口減少対策

- ・総合計画全体の推進を図るという総合政策にたった視点
- ・人口減少対策に特効薬はない
- ・特色ある教育カリキュラム、子育てしやすい環境づくり、健康長寿のまちづくり、リニア時代を見据えた新たな関係人口の創出などの総合政策

○「人口減少の緩和」と「人口減少時代に応じた地域づくり」の2つのアプローチ

- ・急激な人口減少は、様々な地域課題が誘発されるため、その緩和を図る
- ・一方で、日本全体では人口が減少に転じており、人口減少時代に応じた地域の在り方もあわせて考えていく必要がある

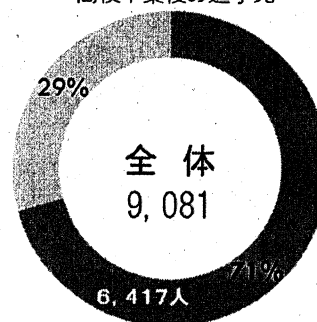


▽人口減少の緩和と人口減少時代の体制づくりの重点的な施策

▼若者と地域をつなぐ

- ・高校卒業後の転出率が高い現状
- ・農村の魅力を知る＝地域の資源とその人の技を組み合わせた新しい仕事への挑戦
- ・若者自身が心を寄せる魅力的な地域へ

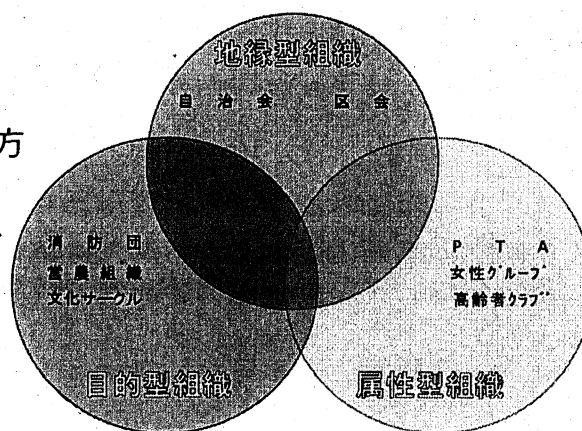
高校卒業後の進学先



▼自治組織の在り方の模索

- ・コミュニティ機能（＝互いに支え合う機能、人と人をつなぐ機能）の活性化
- ・地縁の自治の枠をこえた、新しい自治の在り方の模索
(加入・未加入といった概念をこえた自治組織、誰もが居場所と役割をもつコミュニティ)
- ・地域で地域を支える仕組み
(NPOなど多様な主体との関係性構築)

■ 県外 ■ 県内



(2) SDGs を踏まえた総合計画の策定について

SDGs は以下のような視点にたっており、総合計画を考えるうえでも有用であることから、第5次松川町総合計画[改訂版]では、SDGs の視点も踏まえた総合計画を策定することとしたい

1) 「持続可能」な開発目標

SDGs は、Sustainable Development Goalsの略で、日本語訳では「持続可能な開発目標」と訳される。

今回の松川町の総合計画のテーマとなる「持続可能な地域づくり」と視点が共通である。

2) 一人ひとりが主役

誰もが取組みの主体者であり、自分にできることから始める、という考え方。総合計画の柱となる「自治」の考え方の基本となる。

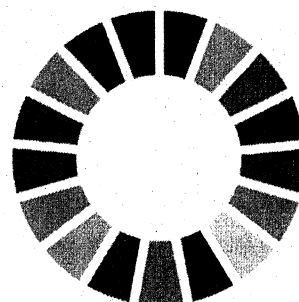
3) バックカスティング (未来から考える)

現状や目の前の課題をどうすれば解決できるか、という視点ではなく、将来ありたい姿からこれからの取組みを考える、というバックカスティングの考え方。ポジティブシンキングによるアプローチの視点として、基本計画や実施計画の意義を考える上での参考としたい。

4) 目標や課題を包括的にとらえる

17のゴール (目標) はそれぞれ独立したものではなく、互いに関連しあっているという考え方。

総合計画での「総合的な施策」の推進の考え方と共通する



例) 人口減少

- ・地域コミュニティの衰退 (17パートナーシップ)
- ・都市部との経済格差 (10不平等)
- ・医療体制の弱体化 (2健康)
- ・空き家の増加、農業後継者不足、遊休農地の増加 (7地域づくり)
- ・食料自給率の低下 (2食料)

5) 立場や領域をこえた共通のプラットフォーム

それぞれの立場や領域にとらわれない「持続可能性」の共通のプラットフォーム。将来ありたい姿を共有することで、多様な主体との連携・協働が可能となる。さらに、若い世代になるほどSDGsの認知度が高いといわれ、総合計画を若い世代と共有していくのにも有効。

SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標

- ・2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17のゴールと169のターゲット
- ・誰一人取り残されない持続可能な社会をつくるための「世界共通のものさし」
- ・経済・社会・環境の三側面の向上を目指して、様々な主体が行動することが求められている



目標1 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる貧困を終わらせる



目標2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的で社会的な生活を確保し、福祉を促進する



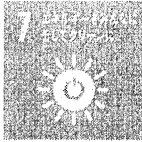
目標4 質の高い教育をみんなに
すべての人々に包括的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

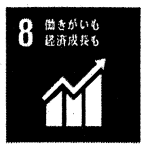


目標6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7 エネルギーをみんなに そしてクリーン

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



目標8 働きがいも経済成長も

包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションを促進する



目標10 人や国の不平等をなくそう

各国ない及び各国間の不平等を是正する



目標11 住み続けられるまちづくりを

包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12 つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



目標13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する



目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(3) 策定スケジュールの見直しについて

当初計画では、12月末の策定に向けて進めてきたが、下記の通り策定スケジュールの見直しをしたい。

1. 変更内容

策定の完了を12月から3月に変更する

2. 変更理由

(1) 当初は予定しなかったSDGsの視点も計画に反映させていくため

(2) 実施計画に、事業費の見通しも反映させていきたいため
(令和2年度の当初予算編成と連動させていく)

今後の策定スケジュール (案)

内 容	11月	12月	1月	2月	3月
スケジュール全体	基本計画 (案)の作成		パブコメ	全協	議決
	実施計画(案)の作成				
基本計画審議会	骨子(案) 検討		答申		
地域づくり会議	SDGsと 総合計画		策定報告		
策定委員会	基本方針別 横断会議	基本計画 (案)協議	実施計画 (案)協議		

フォレストアドベンチャー・松川の利用料金の改定について

産業観光課

1.理由

(株)フォレストアドベンチャーより、10月1日の消費税率の改定に合わせて、施設の利用料金（統一最低料金）改定の申し出があり、協議の結果、次期シーズンからフォレストアドベンチャー・松川の利用料金を改定することとしたい。

2.改定の根拠

平成26（2014）年4月締結「商標権使用許諾契約書」第5条第2項（使用条件）

『施設の利用料金及びそれに関わる商品の料金については、原則として「フォレストアドベンチャー・フジ」に準ずる。』

3.改定案

	大人	小人	備考
現行料金	3,600円	2,600円	オープン時からの統一最低料金
改定料金	3,800円	2,800円	統一最低料金
改定差額	200円	200円	消費税率改定増額分含
改定率	5.6%	7.7%	消費税率改定2%分含

なお、商標権の使用料については、上記2記載の「商標権使用許諾契約書」第6条規定の施設売上の3%で算定し支払う。（料金改定後も変更はない。）

4.フォレストアドベンチャー・松川に係る使用料徴収条例の改正（案）

使用料の改定を上記3の内容で実施する。

- 松川町使用料徴収条例の一部改正 令和元年12月定例会に議案上程
- 条例施行日 令和2年3月1日
- 改定料金適用時期 令和2年3月1日

資料No. 4

松川町工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例の制定について

産業観光課

1. 目的

この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第四条の二第一項の規定に基づき、法第四条第一項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

【工場立地法 第四条の二第一項】

第四条の二 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「市町村準則」という。）を定めることができる。

2. 法準則等の概要

○法準則（全国一律）

緑地面積の敷地面積に対する割合	20%以上
(※)環境施設（緑地を含む。以下同じ。）面積の敷地面積に対する割合	25%以上

※環境施設とは、噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場ほか緑地及びこれに類するものとして省令で定めるもの。

○市町村準則で適用できる緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準

※網かけ部が今回適用する区域

	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
緑地面積の敷地面積に対する割合	20%超 30%以下	10%以上 25%以下	5%以上 20%未満	5%以上 25%以下
環境施設面積の敷地面積に対する割合	25%超 35%以下	15%以上 30%以下	10%以上 25%未満	10%以上 30%以下

第1種区域：住居の用に併せて商業等の用に供されている区域

第2種区域：住居の用に併せて工業の用に供されている区域（準工業地域）

第3種区域：主として工業等の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域）

第4種区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域以外の区域

3. 松川町準則における緑地面積等の割合について

○今回の準則で定める緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合

※今回適用する区域【第2種、第3種及び第4種区域】

全区域ともに	緑地面積の敷地面積に対する割合	10%以上
	環境施設面積の敷地面積に対する割合	15%以上

当町では平成29年12月に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下、「地域未来投資促進法」という。）の準則を定めており、この条例を適用する区域の緑地面積及び環境施設面積については以下表のとおりとしている。

なお、地域未来投資促進法の計画期間は令和4年度末までである。

緑地面積の敷地面積に対する割合	10%以上
環境施設面積の敷地面積に対する割合	15%以上

また、地域未来投資促進法第九条には、重点促進区域が存する市町村は工場立地法第四条の二第一項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。

以上により、地域未来投資促進法の計画期間中については、工場立地法市町村準則における緑地面積及び環境施設の敷地面積に対する割合については、地域未来投資促進法の割合と整合をとることとし、計画期間終了となる時点で面積割合について再検討をする。

地域未来投資促進法 第九条の一

（工場立地法の特例）

第九条 同意基本計画において定められた重点促進区域の存する市町村（以下「重点促進市町村」という。）は、工場立地特例対象区域（重点促進区域において当該重点促進区域の存する市町村が指定する、工場又は事業場の新增設（既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。）を促進する必要がある区域をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）における製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。次項において同じ。）に係る工場又は事業場の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。次項において同じ。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。次項において同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（同項において「緑地面積率等」という。）について、条例で、同項の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。

松川町工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合）

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区 域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域又は工業専用地域	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する都市計画区域のうち同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域	100分の10以上	100分の15以上

2 第1項に規定する緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）を算定する場合において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）

第4条 特定工場の敷地が第3条に規定する区域又はこれら以外の区域（以下「その他区域」という。）のうち2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」と

いう。)につき、同条に規定する区域のうちいずれかの敷地割合が最も高い場合にあっては当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、その他区域の敷地割合が最も高い場合にあっては同条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

(本町に隣接する地方公共団体の長との協議)

第5条 特定工場の敷地が本町に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、町長が当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日以前に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める表に規定する式によって行うものとする。

(1) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げるいずれかの業種に属する場合

区域	緑地の面積	環境施設の面積
第1種 区 域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第2種 区域及 び第3	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは

種区域	$G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
-----	--	--

備考 表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

(2) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

区域	緑地の面積	環境施設の面積
第1種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

第2種 区域及 び第3 種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) \quad \text{ただし、}$ $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0 \quad \text{のとき}$ きは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、$0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) \quad \text{ただし、}$ $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0 \quad \text{のとき}$ は $E \geq 0.1S - E_1$ とし、$0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
--------------------------	--	--

備考 表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

台風 19 号に関する町の対応について

1 台風 19 号の状況の経過について

日時	情報	状況
11 日	20:05 強風注意報 発表	
12 日	4:28 洪水注意報 発表	
	6:35 元大島・生田地区停電	7:45 中部電力(株)から停電情報受電 7:45 防災無線広報 9:00 全世帯復旧
	7:45 防災無線広報(停電について)	
	7:40 暴風警報 発表	
	7:50 生東区 自主避難所開設	旧東小学校・生東会館
	8:02 防災無線広報(自主避難所開設について) 1/4	
	8:40 町有地(弓道場)からの倒木	11:30 生涯学習課確認 週明対応
	8:56 町道への倒木(フォレスト・ベンチャー周辺)	9:25 建設課確認
	10:02 防災無線広報(自主避難所開設について) 2/4	
	11:04 大雨警報 発表	
	11:05 浸水害・洪水警報 発表	
	12:00 上新井区 自主避難検討	13:00 役員会 対応は町に準じる
	11:30 災害警戒本部設置(第1非常配備)	
	11:28 防災無線広報(自主避難所開設について) 3/4	
	12:10 保井交差点西 竹藪倒伏	13:15 建設課対応
	13:00 図書館・資料館 臨時休館	
	13:57 防災無線広報(自主避難所開設について) 4/4	
	14:00 牧ノ原市・蓮田市被害状況確認	牧ノ原市 被害なし 138 世帯 321 名避難 蓮田市 被害情報なし 避難所 10 カ所開設 95 名避難
	14:20 小渋ダム 防災操作開始	14:55 地元管理者連絡
	15:00 災害警戒本部対策会議	
	15:40 町道 11 号線倒木(部奈入倉堤～溝沢)	16:00 建設課対応(中電依頼) 16:31 防災無線(通行止め) 20:39 防災無線(通行止め解除)
	16:30 町道への倒木(原田地区)	16:30 建設課対応(バリケード対応)
	16:50 天竜川上流氾濫注意情報 警戒レベル 2 相当(沢渡)	
	17:00 天竜川ダム統管理事務所長からホットライン	18:00 警戒レベル 4 発令の準備を伝達
	17:30 天竜川上流河川事務所長からホットライン	
	18:00 災害対策本部対策会議	
	19:00 警戒レベル 4(福与区及び古町東部自治会へ避難勧告) 発令 福与区 178 世帯 465 人 古町東部自治会 19 世帯 63 人 計 197 世帯 528 人	
	19:08 防災無線広報(警戒レベル 4 発令)	

	19:25	古町東部自治会所へ避難	
	19:30	職員（係長職）追加招集	
	20:00	消防団による広報	避難勧告地区に対し消防団による広報
	20:45	大雨警報解除 ⇒大雨注意報	
	21:30	美和ダム放流開始	3～4 時間後に水位上昇
	23:11	洪水警報解除 ⇒洪水注意報	
	00:57	暴風警報解除 ⇒強風注意報	
13 日	1:00	美和ダム緊急放流終了	
	3:20	大雨注意報解除	
	4:27	強風注意報解除	
	6:30	警戒レベル 4（避難勧告）解除、避難所解除	

2 避難状況について

中央公民館「えみりあ」は、町避難所として開設。それ以外は、区及び自治会の自主防災会が避難所を開設。

避難所	設置者	世帯数	人数	特記
中央公民館 「えみりあ」	町	22 世帯	36 名	9:00～ 職員 3 名配置 18:00～ 職員 4 名配置 21:00～ 職員 4 名配置 0:00～ 職員 3 名配置 7:00～ 職員 4 名配置
生東会館	生東区	1 世帯	2 名	
旧東小学校	生東区	2 世帯	3 名	
古町東部自治会所	古町区	3 世帯	18 名	19:30～21:40 職員 2 名配置

3 対策会議について

会議名	日時	対象	相談内容
対策会議	11 日 16:00	理事者・課局長	台風進路について 各課の対応状況等の確認
警戒本部①	12 日 11:30	第 1 次配備	大雨警戒発令による各課対応の確認
警戒本部②	12 日 15:00		災害発生時の対応について確認
災害対策本部①	12 日 18:00		災害対策本部設置 氾濫危険水位による避難勧告発令
災害対策本部②	12 日 19:30	第 1 次配備・全係長	係長追加招集・避難所対応振り分け
災害対策本部③	12 日 21:00		被害調査について
対策会議②	13 日 6:30	理事者・総務課	第 1 非常配備、職員自宅待機の解除

4 災害派遣について

災害時相互応援協定に基づく職員派遣の支援要請があり、飯伊ブロックとして、大北ブロックとともに飯山市の被災地支援活動のため、職員派遣を実施。

第1隊	4名	10月19日～21日 粗大ごみ搬入運搬作業
第2隊	2名	10月21日 粗大ごみ搬入運搬作業 22日 被害家屋調査 検算要員 23日 粗大ごみ搬入運搬作業

5 被災者再建支援制度の制定について

県の信州被災者生活再建支援制度補助金交付要綱等が制定を受け、町でも松川町被災者生活再建支援金交付要綱を制定。

国の被災者生活再建支援法の適用の対象とならない世帯の生活の早期再建の支援を目的に、国の被災者生活再建支援法に準じた支援金を町が給付するものです。

項 目	内 容			
適用要件	自然災害により、 <u>住家半壊1世帯以上</u> の被害が生じた場合 (市町村長と知事が協議のうえ、適用を判断)			
支援対象	自然災害により、半壊以上の被害を受けた世帯。ただし、被災者生活再建支援法に基づく支援を受ける世帯を除く。			
支援金額	基礎支援金	全壊、解体、長期避難 大規模半壊、半壊	100万円 50万円	※半壊の場合、基礎支援金のみ ※世帯人数が1人の場合、3/4の金額
	加算支援金	建設・購入 補修 賃借(公営住宅を除く)	200万円 100万円 50万円	
財政負担	<u>県 1/2、市町村 1/2</u> ⇒最初に町が被災者へ全額負担し、後で県が町へ 1/2 負担する。 参考 被災者生活再建支援法が適用される災害の場合 ⇒ 県 2/3、市町村 1/3 (ただし、半壊は 1/2、市町村 1/2)			

○国と県の制度比較

制度区分		(県・町) 信州被災者生活再建支援制度	(国) 被災者生活再建支援法
適用要件		住宅 <u>半壊1世帯以上</u>	住宅 全壊 10世帯以上
金額 支援対象・	半壊	<u>最大 50万円</u>	—
	大規模半壊	最大 250万円	最大 250万円
	解体・長期避難・全壊	最大 300万円	最大 300万円

台風 19 号による農作物等の被害状況について

産業観光課

1. 災害発生日

台風 19 号 令和元年 10 月 12 日 (土)

最大瞬間風速 17.0m (10/12 21 : 42)

観測地点 松川町役場

北風が 2 時から 23 時まで、風速 10m 以上が続く

2. 被害の状況

りんご (中生種、ふじ)・洋梨 (ルレクチェ) 等の果実の「落下」、「スレ」キズ」、枝折れ、ビニールハウスの破れ (経年劣化によるのも一因)

3. 被害地域

町内全域の北向き樹園地を中心に、果実の落下被害、部奈地区等で柿の新梢部の落葉あり。

4. 被害金額 (県への報告金額)

8,282 千円 (落下果実のみで、品質低下は含まない。)

(参考)

J A 算出額 12,500 千円 (品質低下含む)

市町村名

災害の種類 市町村名 ・品目	総栽培 面積 (A)	被害 面積	発生年月日		令和1年10月12日 5:00～24:00										調査月日		令和1年10月13日			被害見込 金額 (千円)	単価 (千円/t)	被害見込 額 (千円)	主な被害内容
			30%未満		30～50%		50～70%		被害程度別面積						反 (t/10a)	採用稲穂 実績 統計	被害見込 減収量 (t)						
			5	10	20	30	35	40	50	55	60	70	75	80				90%以上					
			ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha				ha	ha				
水稲		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	0.600	○	230			千円	
水稲計																							
りんご (ふじ)	150.0	46.8	46.8															1.707	○	39.94	170	6,790	落果(すれ、打て有)
なし (ルレクチェ)	3.5	3.5	3.5															1.925	○	3.37	245	826	落果(すれ、打て有)
果樹計	159.5	50.3	50.3																	43.31		7,616	千円
野菜計																							千円
花き計																							千円
飼料作物計																							千円
樹体被害 (果樹)		0.1																1.707		1.71		666	
樹体被害計		0.1																				666	千円
被害合計	159.5	50.3	50.3																	43.31		8,282	千円

松川町

台風 19 号災害義援金の受付について

令和元年 11 月 11 日

議会全員協議会

1. 経過

令和元年 10 月 12 日に日本に上陸した台風第 19 号は、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらしました。10 月 31 日現在、全国では死者 88 人、行方不明 7 人、8 万 3,979 棟の住宅が水につきり、およそ 12,596 棟の住宅が全半壊や一部損壊の被害を受けました。こうした状況を鑑み、当町においても支援が必要と判断し、下記により義援金の受付を行うこととしました。

2. 受付窓口

- (1) 役場本庁 保健福祉課 3 番窓口(福祉係)
- (2) 役場上片桐支所
- (3) 役場生田支所
- (4) 松川町社会福祉協議会
- (5) イベント等における募金箱の設置

3. 受付期間

令和元年 10 月 16 日(水)～令和 2 年 3 月 31 日(火)

4. 義援金の送金方法

日本赤十字社長野県支部を通じて送金

5. 周知方法

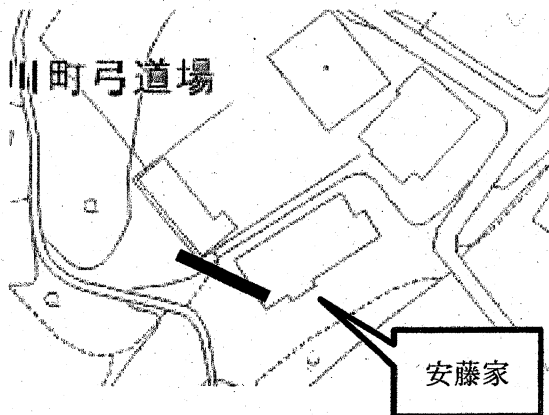
- (1)チャンネル YOU 音声放送
- (2)広報まつかわ 12 月号
- (3)松川町公式ホームページ

19.11.11) 議会全員協議会資料

台風19号の被害状況について

教育委員会生涯学習課

① 弓道場位置図（黒が倒木）



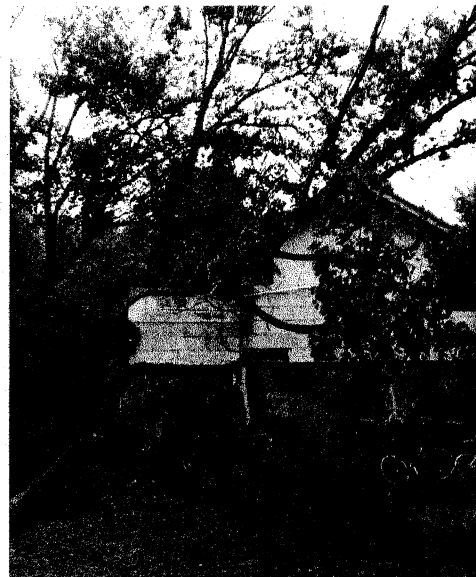
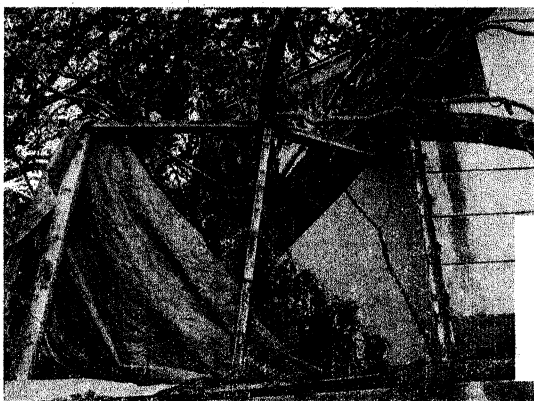
令和元年10月12日午前8:40頃安藤裕氏から、弓道場の木が倒れてきて、自分の家の屋根にあたっていると連絡を受ける。

①

②弓道場敷地南側土手から生えているクルミの木が倒れている状態であった。弓道場わきのフェンスを曲げて幹は止まっていた。(③④)



④ 弓道場現場写真



② 安藤家から弓道場を見た写真

③ 弓道場のフェンス写真。最初モルタルの壁があったが、その後落下した。



⑥ 安藤家の屋根にあった様子。



⑤ 森林組合作業状況

枝先は安藤家の屋根の上にあたっており、一部枝が折れ屋根上に横たわっていた。⑤ 森林組合と現地で相談した結果、フェンスで幹が止まっていること、台風通過前で台風の風がこれから強くなることを鑑み、12日当日の撤去作業は行わず、15日から16日に撤去作業を行った。⑥ 作業後、安藤家の屋根の被害状況調査を行った。被害後、安藤家の家族は、雨漏りがなかったことから、自宅で過ごされた。

【被害まとめ】

項目	被害状況	被害金額	備考
倒木処理	倒木	143,000 円	実施済み 予備費対応
安藤家屋根	屋根瓦割れ アンテナ破損	300,300 円 (うち安藤家	未実施
弓道場	フェンス破損	36,300 円)	未実施
合計		443,300 円	

くだものの里まつかわ応援寄附金(ふるさと納税)の状況について

R元.11.11議会全員協議会
まちづくり政策課

1. 令和元年度9月末の状況

(1) 寄附金の受付件数

活用事業別	令和元年度	平成30年度	増減	前年度比
自然環境・農村景観・公園事業	1,210	628	582	192.7%
子育て・人材育成・教育事業	1,388	473	915	293.4%
高齢者の生きがいづくり・公共交通事業	266	89	177	298.9%
その他目的達成のために町長が認めた事業	2,088	424	1,664	492.5%
合 計	4,952	1,614	3,338	306.8%

(2) 寄附金の受付金額

活用事業別	令和元年度	平成30年度	増減	前年度比
自然環境・農村景観・公園事業	14,831,000	10,105,000	4,726,000	146.8%
子育て・人材育成・教育事業	16,464,000	7,850,000	8,614,000	209.7%
高齢者の生きがいづくり・公共交通事業	3,135,000	1,195,000	1,940,000	262.3%
その他目的達成のために町長が認めた事業	26,659,000	8,065,000	18,594,000	330.6%
合 計	61,089,000	27,215,000	33,874,000	224.5%

(3) 返礼品の状況

No.	内容	寄附金額			
		令和元年度	平成30年度	増減	前年度比
1	プラム(貴陽)	530,000	1,260,000	-730,000	42.1%
2	プルーン	55,000	270,000	-215,000	20.4%
3	ぶどう(シャインマスカット)	2,640,000		2,640,000	皆増
4	桃(あかつき)	14,526,000	490,000	14,036,000	2964.5%
5	洋梨(ル・レクチェ)	4,785,000	3,885,000	900,000	123.2%
6	洋梨(ラ・フランス)	450,000	460,000	-10,000	97.8%
7	さくらんぼ	503,000	415,000	88,000	121.2%
8	梨(南水)	5,683,000	1,840,000	3,843,000	308.9%
9	梨(幸水)	2,390,000	1,110,000	1,280,000	215.3%
10	梨(豊水)	730,000		730,000	皆増
11	梨(幸水or豊水)	4,531,000	1,230,000	3,301,000	368.4%
12	梨(二十世紀)	440,000	260,000	180,000	169.2%
13	りんご・梨詰め合わせ(シナノスイート・南水)	1,040,000	860,000	180,000	120.9%
14	りんご詰め合わせ(サンふじ・シナノゴールド)	700,000	90,000	610,000	777.8%
15	りんご(サンつがる)	288,000	390,000	-102,000	73.8%
16	りんご(シナノスイート)	2,031,000	1,510,000	521,000	134.5%
17	りんご(シナノゴールド)	865,000	220,000	645,000	393.2%
18	りんご(紅玉)	330,000	360,000	-30,000	91.7%
19	りんご(秋映)	760,000		760,000	皆増
20	りんご(サンふじ)	2,951,000	1,990,000	961,000	148.3%
21	りんご(サンふじ)※家庭用	6,170,000		6,170,000	皆増
22	市田柿とサンふじりんご詰め合わせ	60,000		60,000	皆増

No.	内容	寄附金額			
		令和元年度	平成30年度	増減	前年度比
23	市田柿	966,000	1,530,000	-564,000	63.1%
24	市田柿※家庭用	2,753,000		2,753,000	皆増
25	南信州産まつたけ	700,000	4,000,000	-3,300,000	17.5%
26	生田産まつたけ	1,000,000	3,000,000	-2,000,000	33.3%
27	フルーツスムージーセット	465,000	90,000	375,000	516.7%
28	国産野菜&果物ジュースセット	150,000	60,000	90,000	250.0%
29	フルーツジュースセット		240,000	-240,000	皆減
30	りんごジュースセット	540,000	140,000	400,000	385.7%
31	炭酸果汁ジュースセット	15,000		15,000	皆増
32	山葡萄ワイン	20,000		20,000	皆増
33	りんごワイン&シードルセット	12,000	10,000	2,000	120.0%
34	シードルセット	120,000	20,000	100,000	600.0%
35	ワインセット	190,000	190,000	0	100.0%
36	南信州銘酒セット		40,000	-40,000	皆減
37	漬物詰め合わせセット	60,000	20,000	40,000	300.0%
38	味の玉手箱(7品詰め合わせ)	50,000	30,000	20,000	166.7%
39	りんご・梨チップス詰め合わせ	140,000	10,000	130,000	1400.0%
40	黒豚ロースしゃぶしゃぶセット	60,000	80,000	-20,000	75.0%
41	黒豚ソーセージセット	140,000	60,000	80,000	233.3%
42	黒豚ハンバーグセット	60,000		60,000	皆増
43	黒豚みそ漬けセット	60,000	40,000	20,000	150.0%
44	黒豚ハンバーグ&みそ漬けセット		30,000	-30,000	皆減
45	黒豚お届けコース(3ヶ月・6ヶ月)	450,000	120,000	330,000	375.0%
46	2019年産米(皇室献上農家産)	200,000		200,000	皆増
47	2018年産米(松川町産)		75,000	-75,000	皆減
48	縁起品「福与だるま」	15,000		15,000	皆増
49	ナラ木炭	20,000	10,000	10,000	200.0%
50	りんごの木のオーナー	200,000	305,000	-105,000	65.6%
51	キノコ狩り体験	52,000		52,000	皆増
52	「りんご狩り」入園券		20,000	-20,000	皆減
53	「さくらんぼ狩り」入園券	0	60,000	-60,000	皆減
54	清流苑宿泊券	0	160,000	-160,000	皆減
55	フォレストアドベンチャー松川利用券(日帰り・年間)	0	30,000	-30,000	皆減
返礼品辞退(未選択)分		193,000	155,000	38,000	124.5%
その他(ガバメントクラウドファンディング)			50,000	-50,000	皆減
合 計		61,089,000	27,215,000	33,874,000	224.5%

2. 寄附額増加の要因等について

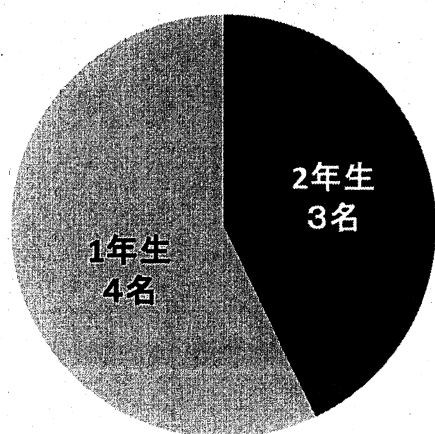
- (1) 平成31年度の途中から返礼品の調達範囲を「町内産」から「南信州産」へ拡大させたことで、新たな返礼品(ぶどうや規格外のくだものなど)の取り扱いや人気の高い返礼品(桃など)を数多く提供することが可能となった。
- (2) 業務委託先による広告宣伝(中京圏に対して新聞広告を2回実施など)やSNS(フェイスブックやツイッター)などを使ったPRを積極的に取り組んだことで、新たな寄附者からの寄付につながった。

コスタリカ・スタディツアーについて

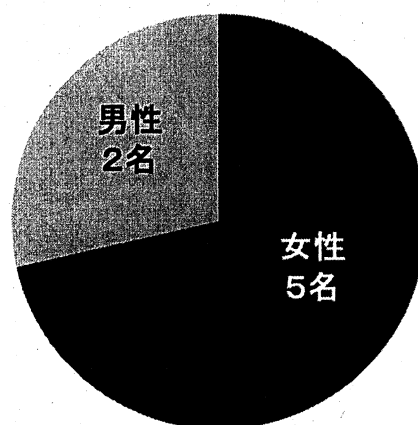
まちづくり政策課

スタディ・ツアー参加者（7名）

①学 年



②性 別



③高 校

学校名	人数
飯田高校	1名
飯田OIDE長姫高校	1名
飯田風越高校	3名
下伊那農業高校	1名
松川高校	1名

スタディ・ツアーの位置づけとねらい

- ▽「高校生」が
- ▽「暮らし」という視点から、
- ▽松川町やコスタリカの「ひと」たちと
- ▽地域のことを「学び」「考え」「つながり」「実践する」事業

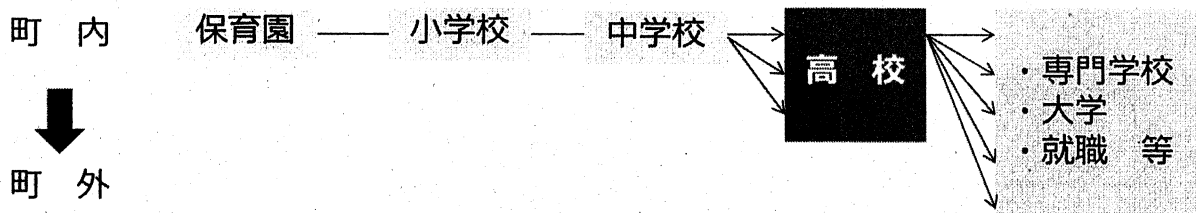
1 高校生と地域をつなぐ事業

自分たちの暮らしている地域を知る > 国際交流をする、国際感覚を養う

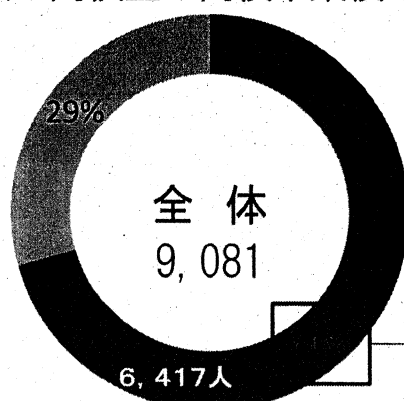
2 高校生の主体的を育む事業

高校生自身が「住み続けよう」「帰ってこよう」「町外にいても故郷と関わり続けよう」 > 大人から「この町に帰ってきてほしい」「この町に関わってほしい」

事業実施の背景にあるもの



長野県の高校生の高校卒業後の進学先



高校卒業後の県外転出が長野県の特徴！

文部科学省 平成27年度（2015年度）学校基本調査より

■ 県外 ■ 県内

学習スケジュール

10月 (合宿)	合宿 (高校生同士交流を深める)
10月-12月	松川町のことを深めるためのワーク (現地取材・町民交流・成果発表(プレゼン))
1月-3月	コスタリカのことを深めるためのワーク (学校訪問等での資料作成・ホームステイ交流の準備)
3月20-28日	現地訪問
4月下旬	報告会

現地（コスタリカ）での学習内容

1.学校交流（教育）

小学校2校、高校2校と交流予定。歴史・遊び・食等の体験や伝統の踊りなどを通じた交流。学生の取り組み、学校の在り方等を学ぶ。

2.ホームステイ（人・家族）

昨年の感想として、ホームステイが非常に良く、もう少し長くホームステイ先に滞在したいという思いから滞在時間を長くとる。コスタリカの生活や家庭について学ぶ。

3.生活改善地域（環境）

松川町が支援してきた生活改善グループの家庭を訪問。首都とは異なる状況で生活している家庭を訪問し、コスタリカの実情を体験する機会を作る。

4.自給自足農園（環境・教育）

無農薬の自給自足農園を営む環境活動家庭を訪問。環境保全団体エコグレシアを設立し、環境に優しい農園で野菜栽培等を行う。コスタリカの環境について学ぶ。

5.表敬訪問

在コスタリカ大使館、オロティナ市役所、コスタリカ・オリンピック委員会を表敬訪問。



町の未来を担う若者の コスタリカでの挑戦を応援してください！

～地域課題解決の資金をふるさと納税で募るガバメントクラウドファンディング実施中～



輝け、松川町の宝！

未来を担う若者の
コスタリカでの挑戦を応援

目標金額

1,000,000円

受付期間

2019年10月18日(金)から
2020年1月17日(金)まで

松川町は、東京五輪・パラリンピックホストタウン相手国コスタリカへ、今年度も地元高校生を派遣します。

この事業は、若者の地域離れという課題に直面する中、異文化交流を通じて高校生の多角的に物事を考える力を養うこと、自分自身の地域や暮らしを見つめ直し、町の将来ビジョンを描くことのできる人財を養成すること、ホストタウン事業としてコスタリカ共和国との親善交流を図ることを目的に実施します。具体的には、高校生が主体となって町やコスタリカについて知る「学習会」を月2回開催し、実際に高校生を9日間「コスタリカへ派遣」し、派遣後に本事業を通じて学んだことを発表する「報告会」を行うという内容で、今年度は7名の高校生が参加します。

昨年度参加した高校生は、本事業を通じて多くのことを感じ、学び、事業終了後も町をPRしたいという思いからCM制作に取り組むなど、積極的に活動しています。高校生が得たこと、感じたことを町へ持ち帰り伝えてくれることで、仲間や町民にとっても新たな学び、気づきの機会となり、地域を見つめ直すきっかけにもなっています。

寄附金は、学習会開催費、コスタリカ派遣交流事業費、コスタリカ派遣事業現地案内委託費、報告会開催費に使います。お礼の品は、感謝の気持ちを込めて高校生による事業レポートをお送りさせていただきます。なお、町外在住の方は、遊休農地を借りて養豚をした堆肥で果樹を育てる「地域循環型農業」により、環境に配慮しながらおいしい食材の生産に取り組んでいる「さんさんファーム」の特産品の詰め合わせ(GCF限定、寄附額1万円～)をお選びいただくことも可能です。

皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

お礼の品 GCF限定！全5種類用意しております。この機会にぜひご賞味ください。



寄附金額10,000円

【GCF限定】さんさんファーム
「無添加ジャム4点セット」



寄附金額10,000円

【GCF限定】さんさんファーム
「黒豚焼肉セット」



寄附金額30,000円

【GCF限定】さんさんファーム
「お楽しみセット」



寄附金額30,000円

【GCF限定】さんさんファーム
「焼酎セット」



寄附金額50,000円

【GCF限定】さんさんファーム
「スペシャルセット」

お申込みはインターネットが便利！（ふるさとチョイスガバメントクラウドファンディングへ）

URL

<https://www.furusato-tax.jp/gcf/674>



寄附完了までの流れ

手順① 松川町のプロジェクトページにアクセス

右記URL(又はQRコード)より
松川町のプロジェクトページにアクセス

URL

<https://www.furusato-tax.jp/gcf/674>



手順② お申込み手続きを行う

お礼の品なしのご寄附の場合

選択し、寄付金額入力ページへ移動。寄付金額を入力後、ページに従い入力を進める。

お礼の品ありのご寄附の場合

プロジェクトページ下部のお礼の品を選択し、お礼の品ページを表示。ページに従い入力を進める。

手順③ 決済を完了する

ご利用可能な決済方法は右記の通りです。

ご利用可能な決済方法

クレジットカード決済/Amazon Pay/ドコモ払い/auかんたん決済/ソフトバンクまとめて支払い/ネットバンク支払い/ペイジー支払い/コンビニ支払い/郵便振替/銀行振込

手順④ 寄附完了

後日、寄附金受領証明書をお受取りください。
※寄附金控除手続きもお忘れなく！

寄附の手順やプロジェクトについてのお問い合わせはこちら！

長野県 松川町 まちづくり政策課 企画財政係

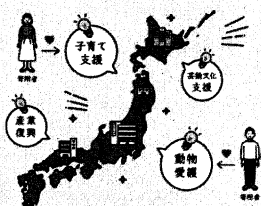
【TEL】0265-36-7014

【FAX】0265-36-5091

【Mail】furusatonouzei@town.matsukawa.lg.jp

ガバメントクラウドファンディングとは？

使い道に共感しふるさと納税を利用して行う
クラウドファンディング



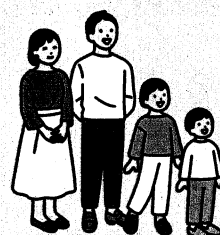
ガバメントクラウドファンディング(GCF)とは、ふるさとチョイスがふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングです。

自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みです。

※GCFの詳細はこちら：<https://www.furusato-tax.jp/gcf/about>

ふるさと納税とは？

「あなた」と「ふるさと」をつなぐふるさと納税



ふるさと納税とは、ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度のことです。手続きをすると、所得税や住民税の還付・控除が受けられます。

ふるさと納税は、自分の選んだ自治体に寄附を行うと、控除上限額内の2,000円を越える部分について税金が控除されます。

※ふるさと納税の詳細はこちら：<https://www.furusato-tax.jp/about>

農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

産業観光課・農業委員会

1 委員の職務

農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
① 農地法等によりその権限に属された事項	① 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進
② 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進	② 法人化その他の農業経営の合理化
③ 法人化その他の農業経営の合理化	③ 農業に関する調査及び情報提供
④ 農業に関する調査及び情報提供	④ 農地法等により農業委員会の権限に属された事項に係る意見の進言

2 募集定員

・農業委員（推薦）11 名 ・農業委員（公募）1 名 ・農地利用最適化推進委員 5 名

3 任 期

任期 3 年/期 令和元年 12 月 16 日～令和 4 年 12 月 15 日

4 日 程

10 月 1 日～31 日	推薦及び募集期間
11 月 1 日～22 日	推薦者及び応募者の中間公表（HP にて）
11 月 22 日	評価委員会（農振協議会）において候補者の評価 ○町長へ「農業委員」の評価結果報告 ○農業委員会会長へ「農地利用最適化推進委員」の評価結果報告
11 月 22 日	町長により「農業委員」候補者決定 農業委員会会長により「農地利用最適化推進委員」の決定
12 月初旬	議会において「農業委員」選出の同意
12 月 12 日	任命、辞令交付（農業委員：町長） （農地利用最適化推進委員：農業委員会会長） 新体制農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会
12 月 15 日	旧体制委員の任期満了日
12 月 16 日	新体制委員の任期開始

5 候補者

※ 別紙、農業委員・農地利用最適化推進委員 候補者名簿（中間公表）のとおり

農業委員・農地利用最適化推進委員 候補者名簿（中間公表） 2019.11.1 現在

（１）推薦状況 ○農業委員（定数11人）

氏名	候補者					農業委員経験	推薦者	
	職業	年齢	性別	認定農業者	農業経営の状況		団体の名称	代表者氏名
松下 守	農業	64	男	非該当	153 a（水稻、果樹） 従事日数 300 日/年 経験 20 年	推進 1 期	古町地区	区長 中川初俊
中平 文幸	農業	74	男	非該当	30 a（果樹） 従事日数 300 日/年 経験 15 年	—	名子地区	区長 松沢吉保
松下 敏章	農業	67	男	非該当	70 a（果樹） 従事日数 300 日/年 経験 5 年	推進 1 期	大島地区	区長 関 克義
矢沢 茂徳	農業	65	男	非該当	160 a（果樹） 従事日数 365 日/年 経験 46 年	—	大島地区	区長 関 克義
宮島 善英	農業	65	男	非該当	45 a（果樹） 従事日数 250 日/年 経験 50 年	—	上片桐地区	区長 大澤今男
清水 祐一	農業	67	男	非該当	85 a（果樹） 従事日数 330 日/年 経験 47 年	—	上片桐地区	区長 大澤今男
北林 秀昭	農業	61	男	該当	64 a（水稻、果樹） 従事日数 180 日/年 経験 35 年	2 期	部奈地区	区長 林 貞喜
塩澤 澄夫	農業	67	男	非該当	69 a（花卉、野菜） 従事日数 300 日/年 経験 37 年	推進 1 期	生東地区	区長 小椋吉範
大澤 美子	農業	62	女	非該当	100.5a（果樹・水稻） 従事日数 300 日/年 経験 15 年	—	JA みなみ信州 松川支所	支所長 東田 誠
北沢 ひろみ	農業	51	女	該当	300 a（果樹） 従事日数 300 日/年 経験 30 年	1 期	農村女性団体 マイスター・ネットワーク	マイスター代表 宮島和子
古谷はるみ	団体職員	60	女	非該当	経験なし	—	松川町商工会	会長 小沢文人

(1) -2 推薦状況 ○農地利用最適化推進委員 (定数5人)

候補者					農業委員経験	推薦者	
氏名	職業	年齢	性別	認定農業者		団体の名称	代表者氏名
新井 正彦	会社員	64	男	非該当	30 a (水稻・そば) 従事日数 100 日/年 経験 8 年	上新井地区	区長 米山忠章
大場 健彦	農業	66	男	非該当	30 a (水稻、果樹) 従事日数 200 日/年 経験 6 年	名子地区	区長 松沢吉保
宮沢 和文	農業	69	男	非該当	270 a (果樹) 従事日数 300 日/年 経験 30 年	大島地区	区長 関 克義
松下 正美	農業	67	男	非該当	87 a (果樹) 従事日数 340 日/年 経験 31 年	上片桐地区	区長 大澤今男
松脇 崇	農業	66	男	非該当	22 a (水稻) 従事日数 250 日/年 経験 35 年	福与地区	区長 清水 正育

(2) 公募状況 (定数1人)

応募者なし

豚コレラの防疫に関する予算措置について

産業観光課

1. 当初計画

町内法人の豚コレラ防疫に係る予算措置として、イノシシ等の侵入防止柵の設置費用補助金及び消毒ポイント準備等需用費として予備費流用により計上。

(8月5日時点)

- ① 畜産業費－補助金 4,672,800 円
- ② 畜産業費－需用費 300,000 円

2. 当初計画変更後

長野県畜産試験場(塩尻市)、高森町での発生、将来的なアフリカ豚コレラ感染の懸念から町内法人より侵入防止柵設置を見送りたいとする旨の意向が示され、①の予算執行の見通しが立たない状況となった。

その後、情勢の変化から以下の経費が必要となったことから上記①より予算流用し対応した。(10月24日時点)

○流用先科目と流用額

- ③畜産業費－工事請負費 576,800 円

理由：捕獲イノシシの全頭検査後の死体の埋設場所の確保が必要となったことから、緊急で松川町建設協会へ依頼し対応。(大島地区、上片桐地区、生田地区の計3か所)

- ④畜産業費－使用料及び賃借料 25,000 円

理由：生田地区での獲イノシシの全頭検査後の埋設場所の確保に係る私有地の賃借料。

(参考) 町内の法人養豚場の状況他

○10月26日(土)にワクチン接種を実施(母豚26頭、種雄豚1頭、肥育豚359頭、合計386頭)。子豚及び出荷計画のある豚は未接種。

○11月3日(日)第2回目のワクチン接種を実施。

○今後も未接種の豚(生まれてくる子豚)へのワクチン接種、抗体確認の血液検査を実施予定。

○ワクチン接種後も抗体ができるまでの間(1か月程度)、ウイルスの侵入防止に向け厳重な警戒が必要。

○町内の捕獲イノシシ(生死を問わず)の全頭検査は、当分の間、継続実施。

工事入札結果の報告について

工 事 名	令和元年度 生活基盤施設耐震化等補助金事業 松川町上水道福与・部奈地区送水管布設工事 県道伊那生田飯田線第1工区
工 事 場 所	宮ヶ瀬橋
入 札 方 法	指名競争入札
請 負 金 額	51,480,000円
請 負 業 者	伊那建設有限会社
工 期	令和元年10月25日 から 令和2年 7月 9日 まで

車両事故による損害賠償の額について

令和元年 8 月 26 日（月）午後 6 時頃、下記相手方の自家用車が町道 108 号線新井南部地籍を西から東へ走行中、兼用側溝のグレーチング部分を通じた際に、グレーチングを跳ね上げ、左側フロントフェンダーを破損しました。

町道に設置してある兼用側溝のグレーチングが不安定な状態になっていたところに、車両通行の際に跳ね上がった事が原因であり、管理不備による事故であることが認められたので、下記内容で示談の交渉を行い、示談成立となりましたので報告します。

記

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 損害賠償の額 | 80,223 円（総合賠償補償保険対応） |
| 2. 損害賠償の相手方 | 中川村大草 在住 |
| 3. 示談成立日 | 令和元年 10 月 8 日 |
| 4. 破損内容 | 車両左側フロントフェンダー 一式 |
| 5. 事故の場所 | 町道 108 号線（新井南部） |
| 6. 車両 | トヨタ ポルテ |

